

65歳以上の人の介護保険料

保険料の納付にご協力を

介護保険が始まって4年目を迎へ、市内では、1、437人が介護認定を受けています。平成15年4月末現在。そのうち、1、160人が介護保険のサービスを利用しています。65歳以上の第一号被保険者は12、910人ですから、10人に1人は介護を必要としていることとなります。

介護保険サービスを利用したときの費用は、利用者が1割を負担し、残りの9割は、公費(国・県・市)と40歳以上の人が払う保険料で賄われます。

介護保険料は所得によって5段階に分かれています。65歳以上の人が納める保険料は、所得の状況などに応じて5段階に分かれています。平成15年度の保険料額は下表のとおりです。

納め方は2種類
介護保険料の納め方には、年金

区分	対象者	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者・生活保護法の被保護者	17,500円
第2段階	市民税世帯非課税者	26,200円
第3段階	市民税本人非課税者	35,000円
第4段階	市民税課税者(合計所得200万円未満)	43,700円
第5段階	市民税課税者(合計所得200万円以上)	52,500円

からの天引き(特別徴収)と納付書による個別納付(普通徴収)の2種類があります。

【特別徴収】
年額18万円以上の高齢・退職年金を受給している人が対象です。8月上旬に「介護保険料額決定通知書」を送付します。

【普通徴収】

年金額が年額18万円未満の人、受給している年金が遺族年金・障害年金の人、年度の途中で65歳になった人や転入した人などが対象です。7月中旬に送付する「納付書」で納めてください。

口座振替を申し込んだ人以外はこの「納付書」により納付してください。

納付に困ったときは

災害、失業や倒産など特別な事情によって保険料を納めることが困難な場合には、保険料の徴収が猶予されたり、減額・免除されたりする場合がありますので、保険年金課へお問い合わせください。

保険料を滞納すると

特別な事情もなく保険料を滞納すると、利用したサービスの費用をいったん全額負担しなければならぬことがあります。この場合、保険年金課に申請すると、その9割が払い戻されますが、さらに滞納が続くと、その全部または一部が支払われないことがあります。保険料の納め忘れがある人は、

早めに納付してください。

平成15年度の納期は7月から来年2月までの計8回です。みなさんの納める保険料が介護保険を支えます。納め忘れないようにしましょう。くわしくは保険年金課 ☎ 201526へ。

国民年金

保険料免除の申請は 保険年金課へ

国民年金には、事故や病気などで働けず収入がない場合に、本人の申請により保険料を免除する制度があります。

この免除制度には保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の半分を納めることによって残りの半分が免除される「半額免除」がありますが、いずれも一定の基準に該当した場合に免除が認められます。

また、免除の申請は、前年の所得を確認する必要がありますので毎年必要です。

なお、免除の承認を受けた期間は保険料の未納期間とはなりません。将来、老齢基礎年金を受け

る場合には、納めた場合の3分の1(全額免除)または3分の2(半額免除)の年金額として計算されます。また、免除を受けた期間から10年以内であれば、さかのぼって納めることができますので、納められるようになった場合は千葉社会保険事務局佐原事務所 ☎ 0478-551661へご連絡ください。

免除の期間

平成15年度の保険料免除承認期間は、全額・半額免除とも平成15年7月～16年6月の1年間です。1年分の承認を受けようとする場合は8月末までに保険年金課へ申請してください。

申請に必要なもの

免除申請に必要なものは、年金手帳、印鑑(本人が署名する場合不要)。転入者は所得および控除額を証明できる書類も必要。

学生には、「学生納付特例制度」がありますので、全額・半額免除を受けることができます。くわしくは保険年金課 ☎ 201526へ。

10日・11日・20日にヘリコプターで

成田市植物防疫協会では、水稻をイモチ病・紋枯病から守り、良質なお米を作るため、ヘリコプターによる薬剤散布を実施します。また、ヘリコプターによる散布が難しい場所については、ラジコンヘリコプターで行います。

期日と散布区域は、下表のとおりです。作業予定時間は各地区とも午前4時30分～9時ごろです。なお、雨天や強風の場合は順延します。日程などに変更が生じる場合は、防災行政無線などでお知らせします。ご迷惑をお掛けしますが、次のことにご注意してください。

○薬剤の散布時間は、一部通勤・通学時間帯に重なるため、区域内の水田周辺の通行、駐車などをなるべく避けるなど、薬剤がかか



効果的に薬剤散布

薬剤散布の期日と区域

期日	散布区域	散布方法
7月10日(木)	豊住・中郷・遠山・久住 芝・大室・小泉・幡谷)・八生(下福田の一部)	ヘリコプター
7月11日(金)	公津・八生・久住(磯部・幡谷・飯岡・荒海・水掛)	ヘリコプター
7月20日(日)	八生(上福田・松崎)・公津(船形)・中郷(赤荻)	ラジコンヘリコプター

らないように注意してください。

○散布薬剤は殺菌剤で、人体に対して毒性の低いものを使用しますが、万一薬剤がかかったときは、うがいや水で洗い落としください。心配なときは、健康管理課 ☎ 27 1111(または成田赤十字病院 ☎ 22 2311)へ相談してください。

いずみ聖地公園

いようにし、小動物のたごなどにはカバーをするなどしてください。

くわしくは農政課 ☎ 20 41(へ)。

墓地の清掃は各自で

霊園内施設の維持管理は、霊園の墓地使用を許可された人の管理料で賄われています。しかし、この管理料は公共部分(広場、道路、緑地など)を管理するためのもので、墓地内の清掃は各自で行うことになっています。清掃をせず、草だらけにしていると、隣接する墓地所有者に大変迷惑を掛けることとなります。

思うように墓地の管理時間が取れないという人には、管理組合が墓地の清掃を代行する制度もありますので、管理事務所 ☎ 36 292(へ)申し込んでください。

使用権取り消しも

次に該当するような場合、使用許可を取り消すことがありますので、注意してください。
使用者が死亡し、承継者がいないとき

式場・和室の使用料

式場	4時間まで1時間2,300円 超えると1時間1,000円
和室	4時間まで1時間1,000円 超えると1時間500円

使用者が住所不明となって7年を経過したとき

普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外さく)を設置しないとき

3年間管理料を納めないとき

変更手続きを忘れずに

墓地使用許可書の記載内容に変更(住所・本籍・保証人など)があった場合は、30日以内に手続きをしてください。

特に住所変更があった場合、納付書などが届かないことになりまますので、手続きを忘れずにお願います。

法要などの利用に

霊園内の管理事務所には式場と和室があり、それぞれ有料で貸し出しをしています。また、飲み物

や仕出しの注文も事務室で受け付けていますので、納骨式・回忌などの法要にお使いください。料金は左上表のとおりです。

霊園に関する問い合わせは、環境衛生課 ☎ 20 1531(へ)。

障害基礎年金

現況届は7月31日までに

毎年7月は、障害基礎年金を受けている人が、現況届を提出する時期です。現況届は、引き続き年金を受けるための大切なものです。

該当者には、千葉社会保険事務所(同佐原事務所から現況届の用紙が6月中に届きますので、必要事項を記入して7月31日(木)までに保険年金課へ提出してください。対象は次のいずれかに当てはまる人
20歳前に初診のある傷病による障害基礎年金を受けている人
障害福祉年金から移行した障害基礎年金を受けている人

くわしくは保険年金課 ☎ 20 1526(へ)。

合併処理浄化槽

設置費と
維持管理費に補助

【設置費補助金】

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を下表のとおり補助しています。

また、浄化槽の設置に伴い、トイレを水洗化した場合、水洗便所設置補助金(3万円を限度)が支給されます。

平成15年4月1日から、単独処理浄化槽を使用している人が、合併処理浄化槽へ転換する場合、通常の設置補助に18万円を上乗せする転換補助制度が新設されました(新築・建て替えは除く)。

【維持管理費補助金】

浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適切な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。この維持管理費についても補助制度を設けています。

補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)にかかった額の2分の1相当額(限度額あり)です。

合併処理浄化槽設置補助金額

人 槽	限度額(円)
5人槽	354,000
6・7人槽	411,000
8~10人槽	519,000
11~20人槽	981,000
21~30人槽	1,668,000
31~50人槽	2,238,000

騒音地域については、設置費および維持管理費とも補助金の限度額が違います。くわしくは環境衛生課 ☎ 20 1 5 3 2 (へ)。

空き地の管理

早めに雑草の刈り取りを

空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所になったり害虫などの発生原因となったりして、周囲に大変迷惑を掛けます。

雑草は早めに刈り取るなど、空き地の適正な管理をお願いします。

市では、草刈り機を無料刈り刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので、ご利用ください。

くわしくは環境対策課 ☎ 20 1 5 3 2 (へ)。

節水

限りある水を
もつと大切に

夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。しかし、水は限りある貴重な資源です。水を上手に使い、節水に心掛けましょう。一人ひとりのちょっとした工夫が節水につながります。

- ・ふるの残り湯は、洗濯や庭のまき水に
- ・歯磨きは、コップを使って
- ・洗顔は、水をためて
- ・洗車は、バケツ洗いで
- ・食器洗いは、水をためて

くわしくは市水道部業務課 ☎ 22 0 2 6 9 (へ)。

「アイドリング・ストップ」

県条例で義務付けに

県環境保全条例が改正され、自動車や駐停車したときには、速やかにエンジンを停止することが、平成15年4月1日から義務付けられました。

不必要なアイドリングは燃料を余分に消費し、環境を汚すことに

もなります。次のことを守り、空気のきれいな街をつくりましょう。

- ・暖機運転は短めに
- ・運転者が車から離れている間や荷物の積み降ろしの間は、アイドリング・ストップを励行する
- ・休息中、人待ち、客待ちのための停車中もアイドリング・ストップを励行する

- ・事業者は運転者にアイドリング・ストップ実施の指導をする
- ・駐車場の設置者は利用者にアイドリング・ストップ実施を周知する
- ・冷蔵車の貨物積み降ろしには、外部電源を設置する

くわしくは環境対策課 ☎ 20 1 5 3 2 (へ)。

囲護台階切立体交差化

トンネル全線開通

囲護台階切立体交差化事業のトンネルは、4月30日に片側1車線で暫定開通しましたが、7月4日(金)午前11時から、車道2車線片側歩道で全線開通します。これまで踏切を利用していたみなさんには、新設トンネルの車道、歩道

を通行していただくこととなります。

トンネルの全線開通に伴い、囲護台階切は、7月5日(土)午前4時30分に閉鎖します。

くわしくは土木課 ☎ 20 1 5 5 0 (へ)。

通学路等安全対策

「子ども110番の家」
プレートの設置

市では、子どもの登下校や戸外での活動の安全性を高めるために、地域の人に「子ども110番の家」プレートの設置を依頼しています。

これは、子どもたちが身の危険を感じたときに緊急に避難する場所を多数確保することも、プレート上の集中設置により犯行行為などの抑止効果をねらうために実施しているものです。



くわしくは教育指導課 ☎ 20 1 5 8 2 (へ)。

消費生活相談 Q&A

Q 中学生用補習教材3年分を勧められています。要点をまとめてあるので無理なく効率よく学習できるとの説明です。分からないときはファックスなどで聞けるらしいのですが、契約すべきか迷っています。

A 学習用教材の契約は、内容により次のような違いがあります。

【単なる教材のみの契約の場合】

数カ月教材を使って思うような成果が出ないときでも、基本的には中途解約ができない。

学習用教材契約の注意点

【ファックスなどによる学習指導の契約がある場合（特定継続的役務契約）】

数カ月指導を受けながら教材を使ってみて思うような成果が出ないときには、中途解約ができる。

このように大きな違いがありますので、セールストークをうのみせず、書類をしっかりとチェックして、どちらの契約なのか見極めましょう。

セールストークのみで契約すると、後々、トラブルになったとき“言った言わない”の水掛け論になり、解決できなくなります。



なお、教材のみの契約でも訪問販売の場合は8日間のクーリングオフ、特定継続的役務(エステ、語学教室、家庭教師、学習塾)契約の場合は、店舗で契約した場合も含めて8日間のクーリングオフがあります。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民(行政)相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談所☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	〃	〃
人権・行政合同相談	22日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	15日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	15日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	10日(木)・24日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	19日(土)	13:00～16:00	成田公民館会議室	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (住宅の電気に関する相談も含む)	10日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 7日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	1日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	市民生活課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	3日(木)・17日(木)	9:00～12:00	〃	〃
介護相談	10日(木)	14:00～16:00	成田ニュータウン在宅介護支援センター (保健福祉館内)☎27-1294	高齢者福祉課☎20-1537
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	28日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	厚生課☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234